

## セーフティ通信

# 平成27年度 年末年始の輸送等に関する

## 安全総点検の実施について

会員事業所の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から交通事故防止対策をはじめ、当協会の事業に関し特段のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年12月10日(木)から平成28年1月10日(日)までの間、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」が実施されます。

物流が集中する年末年始に、各運送事業者が、自主点検を通じた安全性の向上を図り、輸送安全等に対する意識の高揚を図るために実施します。

我々の業界においても、このような時期にひとたび事故等が発生した場合、大きな被害となり「安全・安心」が失われます。各会員事業所の皆様には、どうか趣旨をご理解の上、総点検の実施により、物流の安全の確保に万全を期してください。

具体的内容及び実施項目、点検表等については、各地区トラック協会に送付しておりますので、確認及び指導を受けてください。

## 飲酒運転根絶条例成立！

(平成27年12月1日施行)

都道府県で8例目となる「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が、平成27年11月26日に北海道議会で成立し12月1日に施行されている。この条例成立を受けて、高橋はるみ北海道知事から、「今こそ道民一丸となって飲酒運転を無くしましょう」と、道民の皆様へ飲酒運転根絶に向けたメッセージが出されております。

我々、運送業界も「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちを持って、業界一丸となって、家庭ぐるみ・職場ぐるみで飲酒運転をなくしましょう。

条例のポイントは、

- 全道民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」との認識で根絶を進める
- 道民は、飲酒運転を見つけた場合、制止や警察への通報に努める
- 北海道は、根絶への施策を責務とする
- 酒を出す店は文字掲示、タクシー事業者は広報に努める
- アルコール依存症の人への相談や飲酒運転をした人への指導を行う
- 7月13日は飲酒運転根絶の日

**デイ・ライト！目立って、見せて事故防止！**